

押切自治会「特別運用管理基金」に関する規定

第1条（設置・目的）

押切自治会（以下「本会」という）の恒久的健全なる発展し、本会会員の自治活動への積極的参画、および、会員相互のゆとりある”ふれあい精神”の高揚等を推進するに不可欠な、本会施設設備の新・増築、若しくは、現有施設設備の改修等、今後、多額にのぼる資金確保の必要性が潜在していることに伴う本会会員への大幅な経費の負担贈が推測されるところから、その積極的な回避対策措置を講ずる必要性に鑑み、本会に「特別管理運用基金」（以下「基金」という）制度を設置し、この基金の適正、かつ効率的な管理運用をはかることを目的とする。

第2条（基金の財源）

この基金の財源は、次に掲げるものとする。

- （1）本会の別途管理積立金
- （2）基金の預貯金管理運用収益金
- （3）本会「一般会計」からの繰入
- （4）その他収入金

第3条（基金の管理者等）

この基金の管理者等は、次の各号に定める通りとする。

- （1）この基金の管理者（以下「管理者」という）は、本会の自治会長を以てこれに充てる。
- （2）この基金の会計責任者（以下「管理責任者」という）は、本会の自治会長を以てこれに充てる。

第4条（基金の運用）

管理者は、この基金の効率的な管理運用をはかるため、優良なる指定金融機関を選定し、安全かつ、有益的な方法により、この基金の総額を当該指定金融機関に積立預金する。

第5条（基金の活用範囲）

この基金の活用が許される経費の範囲については、第1条の規定する精神に則り、次の費目に限定する。

- （1）押切稲荷神社及び当該神社境内の各関連施設に係る火災保険料。
- （2）本会施設設備の新・増設建築工事費・本会現有施設設備の改修工事費、及び当該関連付帯工事費（ただし、本会一般会計より支弁可能な経常的建築工事費等を除く）。
- （3）非常災害発生時等における、臨時的特別経費。
- （4）本会一般会計への一時的貸出金。

第6条（基金の支出限度額等）

この基金の支出限度額等に関しては、次の各号に定める通りとする。

- （1）この基金の支出限度額は、現に保有する基金総額の3分の2を越えない範囲の額とする。
- （2）前号に基づき、この基金を支出した後の時期以降における基金の活用にあたっては、保有基金の総額が当該支出前の額に回復するに至るまで、原則としてこれを支出できない。

(3) この基金の財源について、逐年増収がはかられて、財政的な見地からこの基金制度の永続性が確保されていると認められた場合には、前号の規定にかかわらず、その存続維持に阻害とならない範囲の限度において、これを支出できるものとする。

第7条（会計区分）

この基金の会計区分は特別会計とする。

第8条（会計年度）

この基金の会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第9条（決算報告）

管理者及び会計は、前条が定める会計年度の終了後、この基金会計に関する決算報告書を速やかに調整し、本会監事の会計審査を経たる後、直近の本会総会にてこれを報告し、その承認を得るものとする。

第10条（疑義事項等の決定）

この規定に定めのない事項、又は、この規定の運用にあたり疑義等が生じた場合には本会の役員会において協議のうえ、これを決定する。ただし、当該疑義事項等がこの基金の運用管理上、若しくは、本会、又は、本会会員に関し極めて重大な影響を及ぼすものと判断される場合にあっては、これを総会にはかり、本会会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを決定できないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規定は、平成8年4月27日に制定し、平成8年4月28日より施行する。

（経過措置）

第2条 この規定の施行前における、この基金の原資となる本会の別途積管理積立金に係る運用収益金については、平成8年4月27日まで、なお従前の例による。